### 秋田地方法務局からのお知らせ



会社・法人 の 役員変更 目的変更 などの



# 登記手続案内は 事前予約制で 電話により対応します

秋田地方法務局では、「登記手続案内」(登記申請書の様式や必要な添付書類の種類などの説明)を希望されるお客様に待ち時間なくご利用いただけるよう、予約制により実施しております。 「登記手続案内」は、現在電話による案内(説明)とさせていただいておりますので、希望されるお客様は、事前に電話等での予約をお願いします。予約いただいた日時に法務局の担当者からお電話いたします。

なお、予約することなく来庁された場合は、別途予約手続が必要となります。

#### 【予約の申込み先】

秋田地方法務局登記部門		018-862-1174
	能代支局	0185-54-4111
	本莊支局	0184-22-1200
同	大館支局	0186-42-6514
	大曲支局	0187-63-2100

※予約の電話の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。



#### ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。 次の利用者の案内のため、20分を過ぎると、そこで終了します。

予約時間に10分以上遅れた場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。



#### 見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類等の様式を準備しています。申請書類等にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。



#### 事前の審査・法的判断 は行いません

手続案内は職員が申請・申出前の書 類に不備がないか審査するものではあ りません。登記原因事実・法律行為 (契約)が有効か無効か判断すること や、法的なアドバイスをすることはで きません。



## ご 自身 で 作成してください

職員が書類に手を加えることや、具体 的な事案に沿ったアドバイスをすること はできません。現在の登記の内容は、登 記事項証明書を取得するなどにより、ご 自身で確認してください。



#### 補正の可能性あり

申請・申出後の審査の結果、訂正や 書類の追加が必要になることがありま す。

手続案内は、内容の適合性・登記等の 完了を保証するものではありません。



#### 申請資格のない方 お断り

申請人(申出人)本人(親族・従業員) のご利用に限らせていただきます。 必要に応じて本人確認を行います。

資格者代理人の方は、別途書面により照 会願います。

#### 【登記の申請を検討されている方へ】

申請人ご自身で登記の申請を行う場合、その種類によっては、内容が複雑なも の、多くの証明書等を必要とするもの、測量の技術や地積測量図等の作成を必要と するものなどがあり、相当の労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、司法書士や土地家屋調査士の資格者代理人に申請手続を委任 して行うことができます。

秋田県司法書士会 018-824-0187

秋田県土地家屋調査士会 018-824-0324

登記申請書の作成方法や様式は、

法務局ホームページにも掲載しています。

(不動産) https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html (商業・法人) https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html



不動産登記推進 イメージキャラクタ トウキツネ